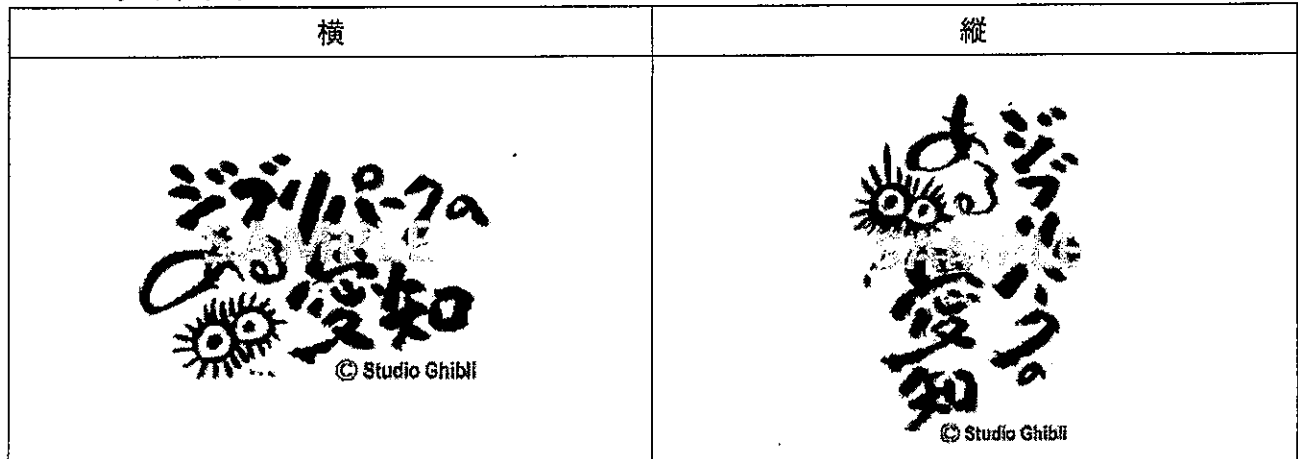


「ジブリパークのある愛知」ロゴマークができました！

2022 年秋に長久手市にオープンするジブリパークを愛知県全体で盛り上げるとともに、ジブリパーク開園を契機として愛知県の魅力を県内外にさらに広くPRすることができるよう、このたび愛知県は、「ジブリパークのある愛知」ロゴマークを作成しました。(作成：㈱スタジオジブリの鈴木プロデューサー)

ロゴマークを利用される場合は、利用料は無料ですが、愛知県に利用許諾の申請をしていただく必要がありますので、手続きをさせていただきますようお願い致します。

●ロゴマークのデザイン



●ロゴマークを利用可能な用途

ジブリパーク及び愛知県のPRにつながる次のような用途に利用できます(ただし、特定商品の販売促進を目的とした利用はできません。)

＜ロゴマークを利用可能な用途の例＞※取扱要綱第7条第1項
出版物、放送、インターネットの利用その他の方法による著述
国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職又は特別職に属する者の名刺
県産品の包装、県産品の包装に貼付するシール又は押印するスタンプ(※)
はがき、封筒、ポスター、チラシ、パネル、看板(ラッピング広告を含む。)、のぼり、旗、横断幕、懸垂幕シール(※の用途を除く。)、ステッカー、スタンプ(※の用途を除く。)、ポケットティッシュ、ウェットティッシュ、団扇、扇子、手提げ袋、クリアファイル、缶バッジ、ピンバッジ、Tシャツ、ポロシャツ、パーカー、ブルゾン、ジャンパー、ベスト、法被
その他上記に類するものとして知事が認める用途

●利用期間

最長3年間。更新を希望する場合には再申請が必要。

●ロゴマークの利用料

無料

●利用許諾の手続き

ロゴマークの利用を希望する場合、「取扱要綱」を必ず御確認の上、愛知県に利用許諾申請してください。詳しくは、下記リンクをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ghibli-park/logo-riyo2021.html>

問合せ先・申請先：愛知県政策企画局ジブリパーク推進課 調整グループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話：052-954-6857 (ダイヤルイン)